

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第6号

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、 <u>瀬戸市議会議員（以下「議員」という。）</u> に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、 <u>議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）</u> に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。
(議員報酬の額) 第2条 <u>議員</u> の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長</u> <u>461,000円</u> (4) <u>常任委員会及び議会運営委員会の副委員長</u> <u>456,000円</u> (5) <u>議員（議長、副議長、常任委員会及び議会</u>	(議員報酬の額) 第2条 <u>議長等</u> の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>議員</u> 451,000円

<p><u>運営委員会の委員長並びに常任委員会及び議会運営委員会の副委員長を除く。)</u> 451,000円 (議員報酬の支給方法)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>議員</u>が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。</p> <p>4 <省略> (費用弁償)</p> <p>第4条 <u>議員</u>が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費の額は、議長にあつては瀬戸市旅費条例(昭和26年瀬戸市条例第32号)に規定する市長に支給する旅費相当額と、<u>その他の議員</u>にあつては瀬戸市旅費条例に規定する副市長に支給する旅費相当額とし、その支給方法は、一般職の職員の例による。 (期末手当)</p> <p>第5条 <u>議員</u>で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2及び3 <省略></p>	<p>(議員報酬の支給方法)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>議長等</u>が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。</p> <p>4 <省略> (費用弁償)</p> <p>第4条 <u>議長等</u>が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費の額は、議長にあつては瀬戸市旅費条例(昭和26年瀬戸市条例第32号)に規定する市長に支給する旅費相当額と、<u>副議長及び議員</u>にあつては瀬戸市旅費条例に規定する副市長に支給する旅費相当額とし、その支給方法は、一般職の職員の例による。 (期末手当)</p> <p>第5条 <u>議長等</u>で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2及び3 <省略></p>
--	---

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。